

ハートサービス桶川事業所

運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、有限会社ハートサービスが開設する「ハートサービス桶川事業所」（以下「事業者」という。）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 ハートサービス桶川事業所
- ② 所在地 埼玉県桶川市西2丁目 5-7

(居宅サービス計画支援の内容)

第4条 事業者は、次の事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接をして情報を収集し、解決すべき課題を把握する。
- ② 当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に説明し、利用者にサービスの選択を求める。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に丁寧に説明し、利用者から文書による同意を受ける。
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行う。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、各職員の員数は次のとおりとする。

- ① 管理者 主任介護支援専門員 (常勤1名) ※介護支援専門員兼務

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援業務を行うものとする。従事者に事業に関する法令等の規定を遵守させるために必要な指示命令を行う。

- ③ 介護支援専門員 常勤1名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日(但し、祝日及び12/29～1/3を除く)
② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
③ 連絡体制 電話等により、連絡が可能な体制をとる。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、指定居宅介護支援に要する額の算定に関する基準に「厚生大臣が定める1単位の単価」を乗じた額(重要事項説明書別紙1参照)とする。

- ① 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内(必要に応じて居宅訪問を実施)
② 使用する課題分析表の種類 厚生労働省の基準を満たしたアセスメントシートによる方式
③ サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内(必要に応じて居宅訪問を実施)
④ ケアプランの作成 説明して同意する。
⑤ 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上
⑥ モニタリングの結果記録 1カ月に1回
- 2 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
- ① 通常の事業の実施地域を越えてから、片道20キロ未満 300円
② 通常の事業の実施地域を越えてから、片道20キロ以上 600円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、桶川市、北本市、伊奈町とする。

(苦情処理)

第9条 自ら提供した指定居宅介護支援又は居宅介護サービス計画に位置づけた居宅サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、次の必要な措置を講じる。

- ① 提供した居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書、その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問、若しくは照会に応じ及び市町村

が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- ② 提供した指定居宅介護支援に関する苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第10条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第11条 感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施等の取り組みを行う。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待等の防止のために、次の必要な措置を講じる。

- ① 虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、担当者の設置
 - ② 従業員に対する研修の実施
 - ③ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ④ その他虐待防止のための必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画の策定)

第13条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該計画に従って必要な措置を講じる。

- ① 従業員に対し、計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- ② 定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う。

(身体拘束について)

第14条 事業所は、原則として利用者に呈して身体拘束を行わない。ただし、自傷他害のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがある。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し5年間保存する。また事業所として身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行う。

- ① 切迫性 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限る。
- ② 非代替性 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止できない場合に限る。
- ③ 一時性 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は直ちに身体拘束を解く。

(個人情報の保護)

第15条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を厳守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年2回以上
- 2 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、有限会社ハートサービス代表取締役と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和3年12月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年3月1日から施行する。